

学長選考・監察会議の記録に関する

透明性確保の要望について

— 千葉大学の対応を参照して —

令和 7 年 12 月 17 日

1. 問題の所在

令和 7 年 9 月 25 日開催の第 106 回学長選考・監察会議において、学内意向投票の結果と異なる候補者が学長候補者に選定された。学内意向投票では、1 位候補が **882 票**、2 位候補が **420 票**と、**2 倍を超える差**があったにもかかわらず、2 位候補が選定された。これは学内の民意を無視した決定と言わざるをえない。

こうした決定がなされること自体は、制度上ありうることである。国立大学法人法第 12 条は、学長の選考を「学長選考・監察会議」が行うと定めており（第 2 項）、意向投票については法律上の規定がない。すなわち、意向投票は法的拘束力を持たず、最終的な選考権限は学長選考・監察会議にある。

しかし、**意向投票に拘束されないことと、説明責任から免れることは別問題**である。学内の民意を覆す決定をした以上、そのプロセスは通常以上に丁寧に説明されるべきである。そして、その説明を担保するための**議事記録の作成は、公文書管理法第 4 条の法的拘束の下にある**。意向投票には法的拘束力がなくとも、議事記録には法的義務がある。問題は、その決定過程を私たち、あるいは**将来の若い世代が検証できるかどうか**にある。大学が公開した「議事概要」（令和 7 年 9 月 25 日付）および「学長候補者の選定について」（令和 7 年 11 月 26 日付、以下「議長説明文」）を見ると、投票結果の具体的な数字がなく、発言内容も「主な意見」として要約・整理されており、どのような議論を経て結論に至ったのか、追跡することが著しく困難である。

2. 法的枠組み：公文書管理法の観点から

2.1 公文書管理法第 1 条（目的）

公文書管理法第1条は、その目的を次のように定めている。

「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、（中略）国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

2.2 公文書管理法第4条（文書の作成）

この目的を実現するため、第4条は、意思決定の過程を「合理的に跡付け、又は検証することができる」よう記録を作成することを求めている。国立大学法人は「独立行政法人等」として同法の適用を受ける（同法第2条第2項、第11条）。

なお、内閣府の解釈によれば、公文書管理法第4条は「議事録又は議事概要の作成を一律に求めているものではなく、これらの資料が作成されていないことをもって直ちに公文書管理法第4条に違反するということにはならない」とされている。同時に「会議体の目的及び性格等により、議事内容を記録する必要があるか、記録する場合にどの程度詳細に記録されている必要があるかは異なる」とし、「会議体として意思決定を行うか、情報交換に留まるものか否か」を基準として示している。

2.3 学長選考・監察会議の性格

学長選考・監察会議は、内閣府の示す基準に照らして、詳細な記録が求められる会議体に該当する。

1. 意思決定を行う会議体：学長候補者の選定という最終的な意思決定権限を持つ（単なる情報交換や諮問機関ではない）
2. 大学運営上最重要の意思決定：学長は大学の最高責任者であり、その選考は大学運営の根幹に関わる
3. 国立大学法人法に基づく法定機関：法律に根拠を持つ正式な機関であり、その決定は法的効力を持つ

2.4 大学における意味

大学に置き換えてこの法の趣旨を考えれば、教職員・学生が主体的に利用し、検証できる記録が必要だということである。その検証結果を、将来の世代に伝える権利と義務を、私たち自身が負っている。学長選考という最重要の意思決定について、構成員が検証できないのでは、大学の自治は空洞化する。

3. 公開された文書の検討

大学は、第 106 回学長選考・監察会議に関して、①「議事概要」（令和 7 年 9 月 25 日付）、②「学長候補者の選定について」（議長説明文、令和 7 年 11 月 26 日付）の 2 つの文書を公開した。議長説明文は、「審議過程における主な意見等を詳細に記載し、新潟大学ホームページに公表することで、審議の透明性の確保、審議内容の積極的な説明を行ってきました」と自己評価している。しかし、以下に示すように、この評価には重大な疑問がある。

3.1 議事概要の問題点

(1) 投票結果の秘匿

3 回の投票について、具体的数字が一切記載されていない。記載されているのは以下の抽象的表現のみである。

- ・ 「有効投票数に白票を加えた数の 3 分の 2 以上の票を得た者はなかった」（第 1 回・第 2 回）
- ・ 「有効投票の過半数の票を得た染矢俊幸氏が学長候補者に選定された」（第 3 回）

これでは、最終決定が僅差（5 対 4）であったのか圧倒的多数（8 対 1）であったのか、白票がどの程度あったのかが判別できない。9 名の委員による投票結果を秘匿する合理的理由は見当たらない。

(2) 発言内容の大幅な要約・整理

5 時間 28 分（16:00～21:28）に及ぶ審議が、「主な意見」12 件と「その他意見」2 件、合計 14 件の箇条書きに圧縮されている。これには以下の問題がある。

1. 何を「主な意見」とするかは作成者の判断に委ねられ、記録自体が一つの解釈行為となる
2. 時系列が示されておらず、どのような議論の経緯を経て結論に至ったか跡付けが困難
3. 意向投票尊重派と現体制継続派の意見がほぼ同数（各 5～6 件）で両論併記されているが、実際の議論の比重を適切に反映しているか検証不能

(3) 分量の不自然さ

5 時間 28 分の審議が A4 で 2 ページ強（約 1,800 字）に収められている。後述する千葉大学は、約 1 時間の審議で A4 で 4 ページの議事録を公開している。本学の選

考会議は5倍以上の時間をかけ、3回の投票と2回の追加面談を行ったにもかかわらず、分量は半分以下である。個々の発言を時系列で記録していれば、9～15ページになるはずであり、現状の分量は不自然と言わざるをえない。

3.2 議長説明文の問題点

(1) 後付けの説明は議事記録の代替にならない

議長説明文は、学内からの批判を受けて2か月後（11月26日）に公開されたものである。これは会議当日に作成された議事記録ではなく、事後的な「説明」にすぎない。公文書管理法が求める「跡付け・検証可能性」は、**会議時点で作成された記録**によって担保されるべきものであり、後付けの説明文で代替することはできない。

(2) 「詳細に記載」という自己評価の妥当性

議長説明文は「審議過程における主な意見等を詳細に記載し」と述べているが、後述する千葉大学の議事録と比較すれば、この自己評価が妥当でないことは明らかである。千葉大学は個々の発言を時系列で記録し、投票結果も「8票・6票・0票・白票0」と明記している。これが「詳細」の具体的水準である。

(3) 検証不能な主張

議長説明文は「各委員がそれぞれの考えに基づき熟慮を重ね、5時間を超える議を尽くし」と述べている。しかし、その「熟慮」や「議を尽くした」過程を検証できる記録が存在しない以上、この主張は検証不能である。主張の正当性を示すためにも、詳細な議事記録の公開が必要である。

4. 千葉大学との比較

千葉大学は令和6年1月25日の学長選考・監察会議において、学内意向投票の結果と異なる候補者を選出した。学内からの批判を受け、同大学は詳細な議事記録を公開した。同種の事案において、同種の機関が、どのような記録を公開したかは、「跡付け・検証可能性」の具体的水準を考える上で重要な参照点となる。

項目	千葉大学	新潟大学
会議時間	約1時間	約5時間28分
投票回数	1回	3回
議事記録の分量	A4で4ページ	A4で2ページ強

項目	千葉大学	新潟大学
発言者の匿名化	あり	あり（同条件）
投票結果の数字	完全公開 (8票・6票・0票・白票0)	秘匿
発言内容の記録	個々の発言を時系列で記録	「主な意見」14件に圧縮
議論の流れ	時系列で追跡可能	話題ごとに再構成
事後説明文の有無	不要（議事録で完結）	2か月後に追加公開

両大学とも発言者を匿名化している点は同条件であり、匿名化と詳細な記録は両立可能である。千葉大学の対応は、学長選考・監察会議という会議体において「跡付け・検証可能性」を確保するための具体的水準を示している。新潟大学の議長説明文が「詳細に記載」と自己評価していることは、この比較に照らして妥当性を欠く。

5. 「跡付け・検証」が困難な事項

現在公開されている議事概要および議長説明文からは、以下の点を「跡付け・検証」することができない。

- ・ 各回の投票で各候補者が何票を得たか（僅差か圧倒的多数か）
- ・ 白票がどの程度あったか
- ・ 議論の過程で委員の意見がどのように変化したか
- ・ 学内意向投票の結果（882票対420票）を覆すに至った具体的な論理展開
- ・ 「主な意見」として整理されなかった発言の内容
- ・ 「熟慮を重ね、5時間を超える議を尽くし」（議長説明文）の実態

6. 結論と要望

公文書管理法は、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置づけ、「現在及び将来の国民に説明する責務」を果たすことを目的としている。内閣府の解釈によれば、会議体の性格に応じて記録の詳細度は異なるとされており、学長選考・監察会議は「意思決定を行う会議体」として詳細な記録が求められる類型に該当する。

大学が公開した議事概要および議長説明文は、「審議の透明性の確保、審議内容の積極的な説明」（議長説明文）という自己評価にもかかわらず、千葉大学の議事録と比較すれば、「跡付け・検証可能性」において著しく劣る。後付けの説明文は議

事記録の代替にはならず、「詳細に記載」という評価も妥当性を欠く。

大学に置き換えれば、教職員・学生が主体的に利用し検証できる記録が必要であり、その検証結果を将来の世代に伝える権利と義務を私たち自身が負っている。

以上を踏まえ、私たちは以下の2点を要望する。

1. 3回の投票における各候補者の得票数・白票数の公開
2. 個々の発言内容の時系列での記録の公開（発言者の匿名化は千葉大学同様に許容される）

学長選考は、大学運営上最も重要な意思決定である。その過程を教職員・学生が検証できることは、大学の自治にとって不可欠である。千葉大学と同等の透明性確保を強く求める。

以上